

大源太砂防設備他利活用協議会

規 約

(名 称)

第一条 本会の名称は、大源太砂防設備他利活用協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第二条 協議会は、大源太川第1号砂防堰堤及びその周辺部について、利活用に伴う関係機関が連携し、地域活性化に資する利活用の促進及び安全確保に向けて取り組むことを目的とする。

(活動内容)

第三条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 利活用の促進に関する取り組み
 - ・新規利活用相談等の情報共有
 - ・利活用内容の照査
2. 安全利用に関する取り組み
 - ・安全点検パトロールの実施
毎年（原則、雪解け後、夏休み前、秋の紅葉期前）実施
 - ・事故、危険行為等の情報共有
 - ・緊急時の連絡体制の構築
 - ・砂防事業および町事業に関する情報共有
3. 利用者への情報発信
4. 会議の開催
5. その他、利活用の促進及び安全利用に関する取り組み

(構 成)

第四条 協議会は、別紙1に掲げる構成員により構成する。なお、必要に応じてオブザーバーを参加させることができるものとし、その際は協議会に事前承認を得るものとする。

(幹事会)

第五条 協議会の活動に関する各種検討・取りまとめ等を行うため幹事会を置く。幹事は別紙2に掲げる構成員により構成する。

(会 議)

- 第六条** 1. 会議は原則として年1回開催するものとし、その他必要がある場合は構成員の発議により開催できるものとする。
2. 会議の招集及び議事進行は、事務局が行い、記録等補佐が必要な場合は事務局が措置する。

(学識者等)

- 第七条** 協議会は、必要に応じて、学識者や各方面の代表者等から意見を聴取することができる。ただし、その際には協議会の事前承認を得るものとする。

(事務局)

- 第八条** 協議会の事務局は、毎年度交代で湯沢町、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所置く。なお、令和4年度は湯沢砂防事務所とする。

(規約の改訂)

- 第九条** 協議会は、本規約を改訂する必要があると認めるときは、構成員総数2/3以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

- 第十条** この規約に定めのない事項については、構成員の発議により事務局が協議会に諮って定める。

(附 則)

本規約は、令和4年3月3日から施行する。

改 正 令和5年7月3日

大源太砂防設備他利活用協議会

○協議会構成員（※役職指定、順不同）

- ・ 湯沢町
町長
- ・ 湯沢町
副町長
- ・ 国土交通省北陸地方整備局
湯沢砂防事務所 所長
- ・ 国土交通省北陸地方整備局
湯沢砂防事務所 副所長

大源太砂防設備他利活用協議会

幹事会

○幹事会構成員（※役職指定、順不同）

- ・ 湯沢町 企画産業観光部
環境農林課 課長
- ・ 湯沢町 地域整備部
建設課 課長
- ・ 湯沢町教育委員会
子育て教育部 部長
- ・ 国土交通省北陸地方整備局
湯沢砂防事務所 事業対策官
- ・ 国土交通省北陸地方整備局
湯沢砂防事務所 調査課長
- ・ 国土交通省北陸地方整備局
湯沢砂防事務所 工務課長
- ・ 国土交通省北陸地方整備局
湯沢砂防事務所 建設専門官